

## 第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会専門部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会会則（以下「実行委員会会則」という。）第16条第7項の規定に基づき設置する専門部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、別表第1に掲げる事務を所掌するものとする。

(組織)

第3条 部会員は、別表第2に掲げる職にある者を充てる。

(専門部会)

第4条 部会員は、事故その他やむを得ない理由により専門部会に出席することができないときは、代理人又は書面をもって議決権を委任することができる。

2 前項の規定及び実行委員会会則第16条第4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、部会長は、第2条の規程による所掌事務について、書面により部会員の意見を徴することができる。この場合において、全ての部会員の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって専門部会の議決があったものとみなす。

(1) 緊急を要する場合であって、専門部会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により専門部会を招集することが困難と認められるとき。

3 部会長は、必要に応じて専門部会に、実行委員会会則第16条第2項に規定する部会員以外の者（以下「部会員以外の者」という。）の出席を求めることができる。

4 前項の規定による部会員以外の者の報酬は、「北海道特別職職員の給与等に関する条例」（昭和31年10月10日条例第64号）第6条第2項に規定する附属機関の委員の受ける報酬額と同額を支給することができる。

5 第3項の規定による部会員以外の者の旅費は、北海道の財務に関する諸規定に準じて支給することができる。

(事務局)

第5条 専門部会の事務局は、北海道水産林務部内に置く。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	所 掌 事 務
総務・広報部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合企画に関すること。</li> <li>2 基本計画及び実施計画に関すること。</li> <li>3 広報及び啓発に関すること。</li> <li>4 作品コンクールに関すること。</li> <li>5 その他総務、広報に関すること及び他の専門部会に属さない事項に関すること。</li> </ol>
式典・放流行事部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典行事の企画及び運営に関すること。</li> <li>2 海上歓迎、放流行事の企画及び運営に関すること。</li> <li>3 関連行事（プレイベント、リレー放流、記念イベント等）に関すること。</li> <li>4 歓迎レセプションに関すること。</li> <li>5 会場の環境衛生及び招待者の救護等に関すること。</li> <li>6 その他式典及び放流行事に関すること。</li> </ol>
宿泊・輸送・警備部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 S V I P（要人）、招待者の宿泊及び輸送に関すること。</li> <li>2 警備、交通対策及び車両の駐車に関すること。</li> <li>3 招待者のおもてなしに関すること。</li> <li>4 その他宿泊、輸送及び警備等に関すること。</li> </ol>

別表第2（第3条関係）

【総務・広報専門部会】

No	所 属	役 職	備 考
1	北海道水産林務部	技監	部会長
2	（一社）北海道水産会	総務部長	
3	北海道漁業協同組合連合会	漁政部長	
4	厚岸漁業協同組合	参事	
5	（一社）北海道商工会議所連合会	事務局長	
6	北海道商工会連合会	総務部長	
7	（公社）北海道観光振興機構	常務理事兼事務局長	
8	厚岸町	水産農政課長	
9	北海道総合政策部広報広聴課	広報担当課長	
10	北海道環境生活部総務課	総務課長	
11	北海道経済部総務課	総務課長	
12	北海道教育庁総務課	総務課長	
13	釧路総合振興局	地域産業担当部長	

【式典・放流行事専門部会】

No	所 属	役 職	備 考
1	北海道水産林務部	技監	部会長
2	（一社）北海道水産会	総務部長	
3	北海道漁業協同組合連合会	漁政部長	
4	（公社）北海道栽培漁業振興公社	栽培推進部長	
5	厚岸漁業協同組合	参事	
6	（一社）北海道医師会	事務局長代行（事務局次長）	
7	（公社）北海道看護協会	事務局長	
8	（公社）北海道食品衛生協会	専務理事	
9	（地独）北海道立総合研究機構水産研究本部	企画調整部長	
10	厚岸町	水産農政課長	
11	北海道保健福祉部総務課	政策調整担当課長	
12	北海道教育庁総務課	総務課長	
13	釧路総合振興局	地域産業担当部長	

【宿泊・輸送・警備専門部会】

No	所 属	役 職	備 考
1	北海道水産林務部	技監	部会長
2	（一社）北海道水産会	総務部長	
3	北海道漁業協同組合連合会	漁政部長	
4	（一社）全国旅行業協会北海道支部	事務局長	
5	（一社）日本旅行業協会北海道支部	事務局長	
6	（一社）北海道バス協会	常務理事兼事務局長	
7	北海道開発局開発管理部	総務課長	
8	第一管区海上保安本部警備救難部	警備課長	
9	厚岸町	水産農政課長	
10	北海道警察本部交通部	交通規制課長	
11	北海道警察本部警備部	公安第二課長	
12	北海道建設部建設政策課	政策調整担当課長	
13	釧路総合振興局	地域産業担当部長	